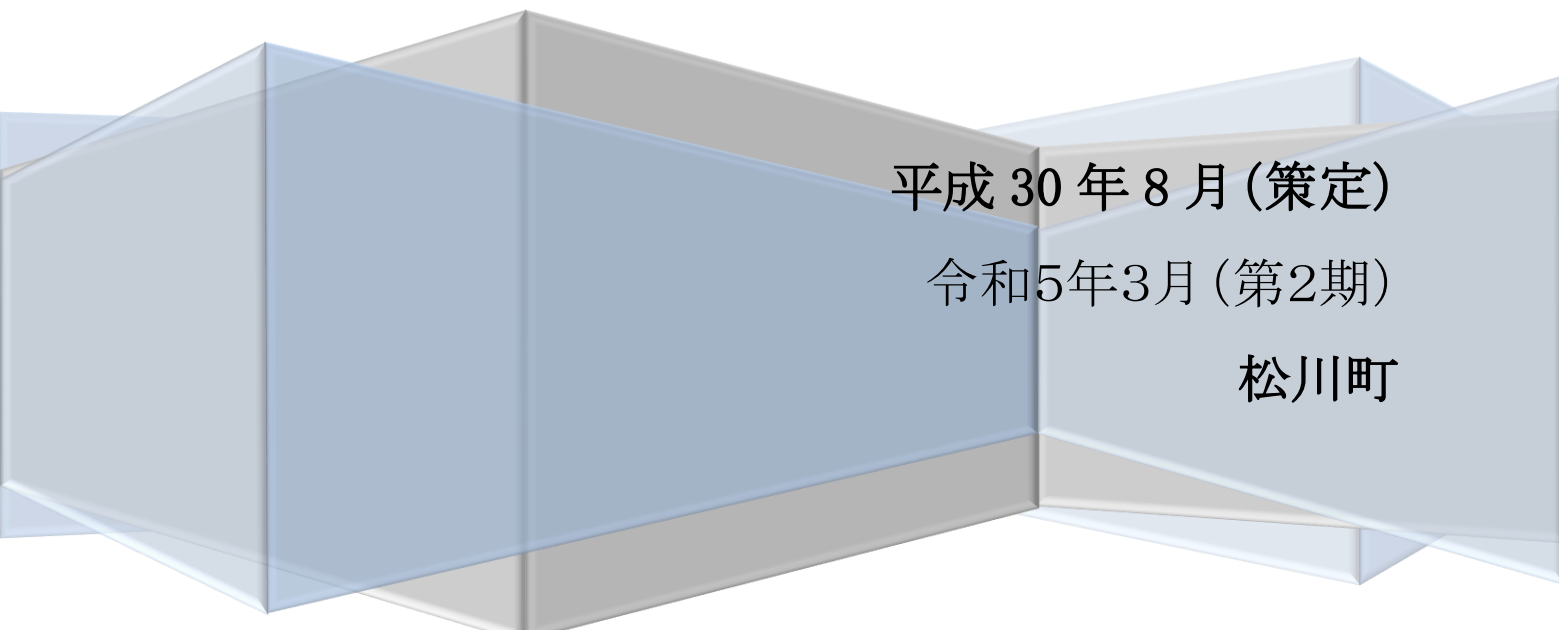


社会福祉施設保全計画

公共施設管理計画個別計画



平成 30 年 8 月(策定)

令和5年3月(第2期)

松川町

令和5年3月 日発行

目次

1.社会福祉施設の保全計画策定の目的	3
1.1 目的.....	3
1.2 取組期間	3
2.社会福祉施設の目指すべき姿	3
3.社会福祉施設の実態	4
3.1 施設保有状況.....	4
3.2 人口等・介護保険認定率の推移と予測	5
3.3 介護保険認定者	5
3.4 認知症対策	5
3.5 入所施設の状況.....	7
3.6 社会福祉施設の修繕費の状況	8
4.社会福祉施設の評価・分類	9
4.1 保有施設の簡易評価	9
4.1.1 「管理者視点」からみた簡易評価	9
4.1.2 「利用者視点」からみた簡易評価	9
4.2 簡易評価を用いた整備方針	10
4.3 施設ごとの個別計画策定期間	10
4.4 簡易評価及び用途に基づく分類.....	12
5.グループごとの整備実施方針	13
5.1 Aグループ(老人福祉センター、地域活動支援センター(旧北名子保育園))	13
5.1.1 老人福祉センター	13
5.1.2 地域活動支援センター(旧北名子保育園)	14
5.1.3 対策内容と実施時期	15
5.1.4 対策費用	16

5.2	Bグループ(特別養護老人ホーム松川荘)	16
5.2.1	特別養護老人ホーム松川荘	16
5.2.2	対策内容と実施時期	17
5.2.3	対策費用	18
5.3	Cグループ(生東リズム室、旧地域活動支援センター作業室)	18
5.3.1	生東リズム室	18
5.3.2	旧地域活動支援センター作業室	18
5.3.3	対策内容と実施時期	19
5.4	Dグループ(上片桐診療所、上片桐診療所医師住宅)	20
5.4.1	上片桐診療所、上片桐診療所医師住宅	20
5.4.2	対策内容と実施時期	20
5.5	Eグループ(デイサービスセンターひまわり荘、松川町社会福祉センター、 ふれあい工房まつかわ、高齢者支えあい拠点施設(5ヶ所))	20
5.5.1	デイサービスセンターひまわり荘	20
5.5.2	松川町社会福祉センター	21
5.5.3	ふれあい工房まつかわ	21
5.5.4	高齢者支えあい拠点施設(古町南部・上町・西山・増野・大島中部)	22
5.5.5	対策内容と実施時期	22
6.	フォローアップ	22
7.	整備計画	23

1. 社会福祉施設の保全計画策定の目的

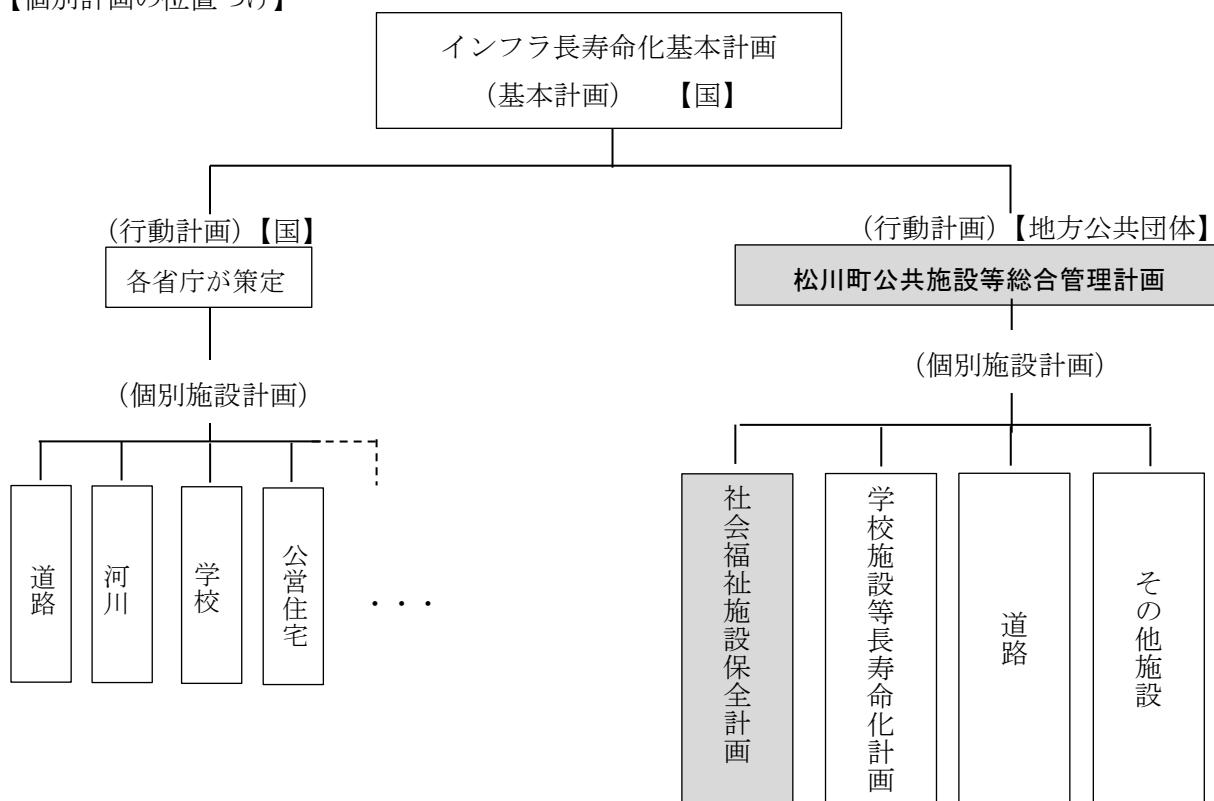
1. 1 目的

当町の社会福祉施設は、主に昭和 50 年代に建築された施設と、平成 10 年代から 20 年代前半に建築された施設に大別されます。このうち、利用者の減少や老朽化等により撤去された施設を除けば、昭和 50 年代に建築された施設の老朽化への対策は喫緊の課題となっています。

社会福祉施設のストックが偏在している状況の中、厳しい財政状況下にあつて、高まる改築の需要の抑制を図る必要があります。

こうした中、全ての公共施設に関するマネジメント方針である「松川町公共施設等総合管理計画（以下、「総合管理計画」という。）」令和4年3月改定版が策定されました。社会福祉施設においては、この考え方を踏まえた個別計画として、社会福祉施設の老朽化対策、福祉環境の質的改善等を実施する再生整備と予防保全による長期保全とともに、財政支出の縮減と平準化を図ることに加え、特養の入所待機者の減少を図ることを目的として「社会福祉施設保全計画」を策定します。

【個別計画の位置づけ】



1. 2 取組期間

本計画は、平成 30 年度から令和4年度までを第1期取組期間、令和5年度から令和9年度を第2期取り組み期間とし、老朽化した社会福祉施設と超高齢化社会を見据え必要となる施設の在り方について、早期に長期保全化と財政支出の縮減を図るための取組を進めます。

なお、今後の本計画の事業の進捗、社会経済環境の変化等に伴い、適宜見直しを行うこととします。

2. 社会福祉施設の現状

2. 1 施設保有状況

当町が設置する社会福祉施設は、表 1-1 のとおりです。

施設名	建築年	構造	延床面積	備考
上片桐診療所	昭和 30 年	木造・平屋	219 m ²	
上片桐診療所医師住宅	昭和 58 年	木造・平屋	141 m ²	
特別養護老人ホーム松川荘	昭和 56 年	非木造・平屋	2,330 m ²	
老人福祉センター	昭和 50 年	非木造・二階	544 m ²	
旧地域活動支援センター作業室	昭和 55 年	非木造・平屋	320 m ²	
生東リズム室	昭和 55 年	非木造・平屋	462 m ²	
デイサービスセンターひまわり荘	平成 21 年	非木造・平屋	635 m ²	
松川町社会福祉センター	平成 11 年	非木造・二階	1,088 m ²	
ふれあい工房まつかわ	平成 12 年	非木造・平屋	166 m ²	
地域活動支援センター(旧北名子保育園)	昭和 52 年	非木造・平屋	885 m ²	
高齢者支えあい拠点施設(古町南部)	平成 24 年	木造・平屋	123 m ²	
高齢者支えあい拠点施設(上町)	平成 23 年	木造・平屋	193 m ²	
高齢者支えあい拠点施設(西山)	平成 23 年	木造・平屋	99 m ²	
高齢者支えあい拠点施設(増野)	平成 23 年	木造・平屋	152 m ²	
高齢者支えあい拠点施設(大島中部)	平成 26 年	木造・平屋	61 m ²	
計	15 棟		7,418 m ²	

注) 令和 4 年 4 月 1 日現在

表 2-1 社会福祉施設一覧

4. 社会福祉施設の評価・分類

4. 1 保有施設の簡易評価

総合管理計画では、適切な整備方針等の検証を行うため、施設ごとの状態を評価し、その結果をもって具体的なマネジメントを計画しています。その手法として簡易な施設情報を基に何らかの不具合や問題がある可能性が高い施設を抽出し、優先的に対応を検討することとしています。

ここで用いられた簡易評価は、行政サービスの質の向上を行政の立場と町民の立場の両面から実現するため、大きく「管理者視点」と「利用者視点」という2つの視点で行っています。

4. 1. 1 「管理者視点」からみた簡易評価

「管理者視点」は、管理者の立場から重要なマネジメントと考えられる「建物劣化度」「建物管理度」「運用費用度」の3評価から構成されています。

(1) 建物劣化度（安全性）

躯体の劣化状態から簡易的に安全性を評価するため、主に建物の工事履歴を基に「建物劣化度」の評価を行いました。この値が100%に近いほど、経年によって劣化が進んでいると推察され、大規模な耐震改修や更新(建て替え)の必要性が高い施設だと判断できます。

(2) 建物管理度（健全性）

躯体を除く施設の管理状態から簡易的に健全性を評価するため、施設に対して行われている点検や報告を基に「建物管理度」の評価を行いました。

「建物管理度」は、基本的に法令などで定められた点検のうち、12条点検(建築基準法第12条に定められた点検)の建築に関する項目と、消防点検の結果の2項目を用いて評価しています。

(3) 運用費用度（経済性）

施設の運用状態のうち、特に経費の面から簡易的に経済性を評価するため、主に建物のランニングコストを基に「運用費用度」の評価を行いました。

「運用費用度」は、基本的にエネルギー費・人件費など経常的に必要となる費用と改修費など年度によって変動が大きい費用の2項目によって評価を行っています。

4. 1. 2 「利用者視点」からみた簡易評価

「利用者視点」は、利用者が施設を利用する際の条件や利用状況を評価する「設備管理度」「立地環境度」「施設活用度」の3評価から構成されています。

(1) 設備管理度（快適性）

施設の設備を中心とした管理状態から簡易的に快適性を評価するため、施設の設備に対して行われている点検や報告を基に「設備管理度」の評価を行いました。

「設備管理度」は、基本的に法令などで定められた点検のうち、12条点検の設備に関する項目とバリアフリー法の2項目を用いて評価しています。

(2) 立地環境度（有用性）

施設の立地や環境の状況から簡易的に有用性を評価するため、主に人口密度と災害に対する危険性から「立地環境度」の評価を行いました。

「立地環境度」は、500m メッシュ(500m×500m のマス目)の人口密度と、ハザードマップの浸水・土砂災害地域の 2 項目によって評価を行っています。

(3) 施設活用度（利便性）

施設の使い方や活動状況から簡易的に利便性を評価するため、主に利用人数や施設の稼働率などから「施設活用度」の評価を行いました。

「施設活用度」は、基本的に利用人数あたりの施設量(延床面積)と主に利用される部屋の稼働率など 2 項目によって評価を行っています。

4. 2 簡易評価を用いた整備方針

以上の手順により算定された判別結果をもとに、ポートフォリオ(重要な 2 つの指標の組み合わせから戦略のための分析をする手法)に落とし込み、今後のマネジメントの方向性を「維持継続」「利用検討」「更新検討」「用途廃止」の 4 つに分類しました。

(1) 維持継続

利用者視点からも管理者視点からも評価が高く、今後も保有すべき施設として積極的に維持管理を行う施設。

(2) 利用検討

施設状態は悪くないが、利用状況は良くないと考えられるため、用途変更や統廃合による有効活用を検討すべき施設。

(3) 更新検討

利用状況は悪くないが、施設状態は良くないと考えられるため、更新だけでなく他施設への移転や統廃合による総量縮減を検討すべき施設。

(4) 用途廃止

利用者視点からも管理者視点からも評価が低く、用途廃止を前提に施設の除却や売却を検討すべき施設。

4. 3 施設ごとの個別計画策定期間

今後 10 年間(令和 14 年度まで)の町全体の目標である公共施設総量 15%縮減を達成するため、計画的に個別計画の策定に取り組むことが求められています。

簡易評価の結果に加え各担当所管に対するヒアリングを行った結果を踏まえ、整備方針について再検討が行われ、さらに計画的な施設整備の実現に向けて 5 年×3 期の計画策定期間を設定し、優先的に個別計画を策定する施設を整理した結果が表 4-1 になります。

整備期間	学校区		
	中央小学校区	旧東小学校区	北小学校区
令和7年度まで (10年間)	A ●老人福祉センター【統合取り壊し】 ●地域活動支援センター(旧北名子保育園)【統合取り壊し】 ●特養松川荘【維持保全】 B	●生東リズム室【取り壊し】 ●旧地域活動支援センター作業室(旧北名子保育園)【取り壊し】	C D
令和12年度まで (15年間)			●上片桐診療所【用途廃止】 ●上片桐診療所医師住宅【利用検討】
その他	●デイサービスセンターひまわり荘【維持保全】 ●松川町社会福祉センター【維持保全】 ●ふれあい工房まつかわ【維持保全】 ●高齢者支えあい拠点施設(古町南部)【維持保全】 ●高齢者支えあい拠点施設(西山)【維持保全】 ●高齢者支えあい拠点施設(増野)【維持保全】 ●高齢者支えあい拠点施設(大島中部)【維持保全】		●高齢者支えあい拠点施設(上町)【維持保全】 E

表 4-1 施設ごとの個別計画策定期間

4. 4 簡易評価及び用途に基づく分類

計画的に長寿命化を実現するためには、適切な時期に適切な判断をすることが重要です。社会福祉施設保全計画では、計画的な保全のため、簡易評価結果やその用途により、施設を5つのグループに分類します。刻々と変化する状況を的確に捉え、優先順位を定めて取り組みます。

- (1) **A グループ**:新たに統合施設を建設することにより、用途廃止となり、整備が必要となる施設
 - ① 老人福祉センター
 - ② 地域活動支援センター(旧北名子保育園)
- (2) **B グループ**:「維持継続」施設であり、整備期間までには時間があり、尚一層慎重な検討を要する施設
 - ① 特別養護老人ホーム松川荘
- (3) **C グループ**:「更新検討」施設であり、整備期間が迫っている施設
 - ① 生東リズム室
 - ② 旧地域活動支援センター作業室
- (4) **D グループ**:「用途廃止」「利用検討」に分類され、整備期間までには時間があり、一体的に検討を要する施設
 - ① 上片桐診療所
 - ② 上片桐診療所医師住宅
- (5) **E グループ**:「維持継続」施設であり、総合管理計画において整備期間に特段の定めがない施設
 - ① デイサービスセンターひまわり荘
 - ② 松川町社会福祉センター
 - ③ ふれあい工房まつかわ
 - ④ 高齢者支えあい拠点施設(古町南部)
 - ⑤ 高齢者支えあい拠点施設(西山)
 - ⑥ 高齢者支えあい拠点施設(増野)
 - ⑦ 高齢者支えあい拠点施設(大島中部)
 - ⑧ 高齢者支えあい拠点施設(上町)

5. グループごとの整備実施方針

5. 1 Aグループ（老人福祉センター、地域活動支援センター（旧北名子保育園））

5. 1. 1 老人福祉センター

(1) 活用状況

以下の3つの事業を行っていましたが、(2)に掲げる課題があり、令和3年度から利用をやめています。

- ① コミュニティ・カフェ
- ② 出張デイサービス
- ③ 放課後児童デイサービス

(2) 課題

① 耐震

平成29年度に耐震診断を行った結果、図5-1のとおりとなりました。

(ア) I_s (構造耐震指標) $\geq I_{so}=0.6$ (構造判定耐震指標)の目標に対し、診断結果は、1階X方向 I_s が0.42で補強必要。補強にて建物は $I_s=0.67(>0.6)$ となる。

(イ) 1階Y方向及び2階XY方向については $I_s=0.6$ を上回り、耐震性能は得られている。

(ウ) 建物構造強度の維持の上から、外壁の浮き部分及びひび割れ箇所の補修及び屋根防水面の劣化状況から補修も必要。

② 立地

城山公園の一角に位置する施設は環境的には良いという声があるものの、寄り付きが悪く、コミュニティバスの運行経路に入っていません。また、積雪時は東側からの坂を使用することができず、名子以東の利用者は東浦地積より回り込む形で施設に出入りしています。今後道路の拡幅も計画されていません。

(2) 課題

① 耐震

昭和 52 年に建築されたこの施設は、平成 24 年 2 月、父兄からの要望を受け、耐震補強及びガラス飛散防止フィルムの実施し、昭和 56 年以降の建築基準に合うよう筋交い金物を設置しました。これにより、震度 5 弱の地震に耐えられる施設となっていますが、阪神淡路大震災の発生を受け、性能規定の概念が導入され、構造計算法として従来の許容応力度等計算に加え、限界耐力計算法が認められた平成 12 年の建築基準法及び同施行令改正には対応していません。

② 立地

この敷地は、工業団地の一角に位置し、「工業専用地域」となっています。福祉施設としては不適格建築物となるため、今後、引き続いてこの施設を福祉施設として活用していくことは難しい状況です。

5. 1. 3 統合施設と実施時期

A グループについては、第 1 期の計画で、類似施設を統合して新たな施設を建築するという計画を掲げました。これを受け、役場や駅に近い元大島に土地を確保し、統合施設を建設します。

(1) 対象建築物

- ① 老人福祉センター及び地域活動支援センターで行われていた事業を行うための統合施設を建築する。
- ② 建築場所は、町が平成 29 年に購入した民間の商業施設跡地とし、既存建物を解体し新たに設計した総合施設とする。
- ③ 施設のコンセプトは、国が推進する「我が事」、「丸ごと」の地域共生社会の実現を目指し、世代間交流や障がいの有無に捉われない誰もが集える施設とする。

(2) 実施時期

令和 6 年度に本体工事を行い、令和 7 年度に利用開始をする。

(3) 建築内容 建築面積 998 m² 木造 2 階建て

(4) 実施予定事業

- ① 出張デイサービス
- ② コミュニティカフェ
- ③ 地域活動支援センター
- ④ 自殺対策・精神保健相談窓口
- ⑤ 放課後デイサービス
- ⑥ まちカフェ
- ⑦ 食堂事業(お弁当販売)

5. 1. 4 費用

(1) 新施設の建築にかかる費用

- ① 既存建物解体工事及び設計施工管理費
- ② 新規建物の設計費
- ③ 新規建物建築費

5. 2 B グループ（特別養護老人ホーム松川荘）

5. 2. 1 特別養護老人ホーム松川荘

(1) 活用状況

昭和 56 年 5 月に入所定員 50 人で事業開始、平成 14 年には短期入所生活介護の入所定員を 8 人に増員しています。

南信州広域連合が特養の管理運営を民間にシフトするため、指定管理者制度を導入。松川町が特別養護老人ホーム松川荘(以下、「松川荘」という。)の指定管理者となり、平成 17 年には社会福祉法人松川町社会福祉協議会が指定管理者となり現在に至ります。

町から福祉避難所として指定がされています。

(2) 課題

① 耐震

平成 24 年度に耐震診断を行い、その年に置屋根耐震補強工事を実施しています。躯体については耐震基準を満たしていることから、耐震改修の必要はありません。

② 設備

施設の老朽化により、給排水設備、空調設備、入浴設備、トイレ、洗濯設備、厨房で故障等が発生しており、設備の交換が必要になってきています。

電気設備が低電圧であり、電力低下により停電の恐れがあります。廊下の電球を貼り外して使用するなど応急的な対応をしています。

昭和 56 年に建てられた施設は、職員の作業効率が重視された集団ケアの考えに基づくもので、プライバシーへの配慮、感染症の蔓延リスクなどへの対応が困難となっています。

③ 建物

過去5年間の、雨漏り、壁タイルの剥がれ落ちなどにより、修理工事費用は、500万円を超える費用が掛かっており、その都度修繕では効率が悪いと議会等に指摘されています。

④ その他

過去 5 年間の推移をみても、町内には 30～50 人の入所待機者があります。平成 30 年 1 月より南信州広域連合による特別養護老人ホームの入所調整について、その優先入所枠を、これまで各市町村一律 3 割であったものが、人口 5,000 人を超える市町村にあっては 4 割とされましたが、根本的な解決には至っていません。

5. 2. 2 対策内容と実施時期

(1) 対策内容

- ① 命に係わる設備の故障に対しては、緊急修繕工事として対応します。給排水、空調等各種設備は基本的に10年が対応年数とし、計画的、かつ、延命を図れる機械を導入します。
- ② 上位計画である松川町公共施設等総合管理計画により、使用年数を60年とします。雨漏り、壁の落下が多いことを鑑み大規模改修を行い施設の延命化を図ります。
- ③ 松川荘の大規模改修にあたっては、入所者のプライバシーに配慮した改修や施設職員の働きやすい職場環境にも配慮、高電圧への切り替えを含んだ改修とします。入所者数の増員も併せて検討します。
- ④ 第1期計画では特別養護老人ホームや認知症グループホームへの入所待機者に対応するため、定員 29 人の地域密着型特別養護老人ホーム(以下、「地域密着型特養」という。)の新設を検討としておりました。指定管理者の法人等と共に建設計画等確認し、サービスの持続可能性や有効な施設運営についての検討を行うなかで、両施設を一体化することの可能性も探ります。

(2) 実施時期

大規模改修は、有効な補助金等の情報収集に努め、令和6年度を目途に設計に着手します。改修工事については、翌年度とします。

5. 3 Cグループ（生東リズム室、旧地域活動支援センター作業室）

5. 3. 1 生東リズム室

(1) 活用状況

旧生東保育園と併設されていたこの生東リズム室(体育館)は、耐震工事を行わないこととし、令和元年度から貸出を行っていません。

(2) 課題

① 耐震

利用度が低いため、本来行うべき耐震診断は行っておらず、現在に至っています。

5. 3. 2 旧地域活動支援センター作業室

(1) 活用状況

平成27年4月、旧北名子保育園に**地域活動支援センター**を移転し稼働して以来、使用していません。

(2) 課題

① 耐震

平成18年に生東保育園を作業所に改修する際、耐震工事を実施しています。

② 設備

施設の老朽化により、不都合や修繕費が増加しています。

③ 立地

障がい者の通所施設としての機能や利便性を考慮し、平成27年4月に移転しています。

5. 3. 3 対策内容と実施時期

Cグループについては、地元に取り壊しの方針をお伝えし、おおむね合意を得て、旧地域活動支援センター作業室については令和4年度、リズム室については、令和5年度に取り壊します。

5. 4 Dグループ（上片桐診療所、上片桐診療所医師住宅）

5. 4. 1 上片桐診療所、上片桐診療所医師住宅

(1) 活用状況

上片桐診療所は昭和 61 年に「松川町診療所条例」に基づいて設置されました。当時、医師確保の観点から、町有施設を医師に貸与し、管理の一切を医師にお願いして現在に至っています。

尚、診療報酬は医師が直接受領する方法を取っているため、患者数等のデータは把握できていません。

(2) 課題

① 設備

施設貸与により修繕等は医師の判断により本人が実施しています。

② 立地

上片桐診療所は上片桐地区唯一の医療機関です。町内の医療機関は、下伊那赤十字病院、中塚内科循環器科医院、クリニックコスモス松川があります。

5. 4. 2 対策内容と実施時期

(1) 対策内容

Dグループについては、町民の医療確保の観点から、継続して運営していく必要があります。地元等とも協議して、在り方については引き続き慎重に検討していく必要があります。

(2) 実施時期

利用の状況、医師の高齢化による担い手確保など総合的に判断していくため、総合管理計画に基づき、令和12年度を目標年度として検討を進めます。

5. 5 Eグループ（デイサービスセンターひまわり荘、松川町社会福祉センター、ふれあい工房まつかわ、高齢者支えあい拠点施設（5ヶ所））

5. 5. 1 デイサービスセンターひまわり荘

(1) 活用状況（令和3年度）

① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援 1・2、事業対象者を対象に、レクリエーションや脳トレ、筋力維持のため体操を行い、介護予防に努めています。

営業日数 187 日、延利用者数 1,869 人、一日平均利用者数 10.0 人でした。

② 介護保険事業による通所介護事業

個別通所介護計画に沿ったサービスの提供を行っています。個別機能訓練計画に沿って、作業療法士・看護師による機能訓練の提供・評価を行い、身体機能の維持に努めています。また、ケアマネ他関係機関と連携を取りながら、利用者や家族に対して相談や助言を行っています。

営業日数 308 日、延利用者数 7,623 人、一日平均利用者数 24.9 人でした。

(2) 課題

① 設備

徐々に老朽化が進んできており、最近では壁のクラック（ひび割れ）や雨漏りによる修繕が必要な箇所が出てきています。

5. 5. 2 松川町社会福祉センター

(1) 活用状況

松川町社会福祉センターの令和3年度の活用状況は表 5-1 のとおりです。

	社会福祉協議会		町関係団体		福祉関係団体		その他		使用料 徴収額
	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	
年間計	267	2,178	21	183	83	1,011	19	100	0

・開館日数 361 日（閉館：12 月 30 日～1 月 3 日）

・開館時間 通常 午前 8 時 15 分～午後 9 時 30 分

表 5-1 平成 28 年度松川町社会福祉センター活用状況

(2) 課題

① 機械設備

開設後 20 年を経過し、機械設備は耐用年数が過ぎ、エアコンなど更新が必要な機械設備があります。

② 建物躯体

使用期間 60 年を目標として長寿命化を図るために計画的な大規模改修が必要です。

5. 5. 3 ふれあい工房まつかわ

(1) 活用状況

ふれあい工房まつかわは、介護予防活動、いきがい活動などの拠点として設置されています。
平成 29 年度の施設使用実績は、表 5-2 のとおりです。

	使用回数			人数
	交流室	料理室	加工室	
平成 29 年度	126 回	68 回	53 回	333 人

※ 2.3gの会は、毎週火曜日に定期的に活動していますが、使用回数・人数にはカウントしていません

表 5-2 平成 29 年度ふれあい工房まつかわ使用実績

5. 5. 4 高齢者支えあい拠点施設（古町南部・上町・西山・増野・大島中部）

（1）活用状況

高齢者が住みなれた地域で、世代を超えた地域住民とのふれあいを通じ、健康で明るい生活を送ることができるよう、町内 5 ヶ所に高齢者支えあい拠点施設を設置しています。

5. 5. 5 対策内容と実施時期

（1）対策内容

E グループについては「維持保全」施設に分類され、利用者視点からも管理者視点からも評価が高く、今後も保有すべき施設として積極的に維持管理を行う施設となっています。

特に高齢者支えあい拠点施設は、各自治会長を指定管理者として 5 年毎更新をしていますが、いずれは各自治会に譲渡すべきではないかとの意見をいただいています。

社会福祉センター、デイサービスセンターひまわり荘及びふれあい工房まつかわについては、当面は現行の方法を継続し、諸般の状況を見ながら、必要に応じて早めの対策を取ることができるよう努めてまいります。

（2）実施時期

高齢者支えあい拠点施設については、指定管理期間の 5 年を 1 期として、2 期目満了時(10 年後)を目途に各自治会へ譲渡していくことを計画していましたが、国の補助金期限まで継続して町の保有とします。

6. フォローアップ

社会福祉施設の保全計画の進捗状況等について、適切な期間内にフォローアップを実施し、把握した状況を踏まえて、4 年を目安に更新してまいります。その際、施設の老朽化に関する点検・評価の結果を踏まえたものとし、これにより、総合管理計画における町内施設の 15%縮減目標にむけ、今後 8 年間(令和 12 年まで)で個別の取り組みを進めてまいります。

尚、フォローアップの評価結果については、議会をはじめ、町民の皆さんへ公表してまいります。

7. 整備計画

(単位:千円)

施設名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
上片桐診療所					
上片桐診療所医師住宅					
特別養護老人ホーム松川荘			屋根防水工事 3,500	照明LED化工事 21,000	
老人福祉センター	耐震改修工事 125,000				
生東リズム室					
デイサービスセンターひまわり荘		空調整備工事 11,000	屋根改修工事 5,000	照明LED化工事 6,000	トイレ改修工事 2,000
松川町社会福祉センター		空調整備工事 27,000	屋根改修工事 12,000	照明LED化工事 12,000	トイレ改修工事 4,000
ふれあい工房まつかわ					
地域活動支援センター					

社会福祉施設保全計画



策 定 ・ 改 訂 経 過			
平成 3 0 年	8 月	策 定	
令和 5 年	3 月	改 訂	
令和 7 年	4 月	改 定	